

対象施設一覧表

区 分	公益的施設等	特定施設
	高齢者、障害者等が安全かつ快適に 利用できるようにする努力義務	整備基準の遵守義務
建築物	病院・診療所等	すべてのもの
	身体障害者更生援護施設、老人福祉施設等	すべてのもの
	児童福祉施設(上記を除く)、母子福祉施設等	〃
	公会堂・集会場	〃
	図書館・博物館等	〃
	金融機関(銀行、信用金庫、農協等)	〃
	郵便局	〃
	公益事業(電気、ガス、電話事業)の事務所	〃
	劇場・映画館等	〃
	公衆便所	すべてのもの
	火葬場	〃
	工場	見学施設を有するもの
	学校等(学校、専修学校、各種学校等)	すべてのもの
	自動車教習所等(自動車教習所、学習塾等)	用途面積が200㎡を超えるもの
	公衆浴場	用途面積が300㎡を超えるもの
	購買施設等(物品販売店舗、卸売市場等)	用途面積が200㎡を超えるもの (コンビニストアにあっては、100 ㎡を超えるもの)
	サービス施設(理容店、旅行代理店等)	用途面積が200㎡を超えるもの
	飲食店等(飲食店、ナイトクラブ等)	用途面積が200㎡を超えるもの
	スポーツ施設(体育館、ボーリング場等)	用途面積が1,000㎡を超えるもの
	旅館等(旅館、ホテル等)	〃
	展示場	〃
	遊技場	〃
	自動車車庫	〃
	事務所	法律、会計、建築事務所等で用 途面積が3,000㎡を超えるもの
	共同住宅等(共同住宅、寄宿舍、下宿)	50戸(室)を超えるものまたは用 途面積が2,000㎡を超えるもの
	官公庁舎等	すべてのもの
	複合用途施設(二以上の用途に供するもの)	用途面積が1,000㎡を超えるもの
道路	道路法に基づく道路(国道、県道、市町道)	すべてのもの
公園	児童遊園	すべてのもの
	都市公園等	〃
	動物園、植物園、遊園地	〃
	港湾法に基づく緑地	〃
	社寺、史跡等(公衆の観覧に供するもの)	〃
駐車場	駐車場法に規定する路外駐車場	駐車部分の面積が500㎡以上のもの
公共交通 機関の施設	鉄道駅	すべてのもの
	港湾の旅客施設	〃